

# 令和3年2月 一宮市国民健康保険運営協議会

令和3年2月4日(木)

## ◇議題

- 1 国民健康保険税の賦課限度額の改正(諮問)について
- 2 令和3年度の国民健康保険事業について
- 3 その他

## ◇資料

- |           |   |
|-----------|---|
| 資料 1-1    | 1. 一宮市国民健康保険事業の財政状況と令和3年度の保険税率                |
| 資料 1-2    | 2. 国民健康保険税率と1人あたり・1世帯あたり調定額の推移<br>(現年課税・現年度分) |
| 資料 1-3    | 3. 令和2年度税額と令和3年度税額との比較事例(年額)                  |
| 愛知県作成資料 1 | 各市町村の一人当たり納付金額等の県内順位                          |
| 愛知県作成資料 2 | 令和3年度市町村標準保険料率                                |
| 資料 2-1    | 4. 被保険者、国保事業費納付金、保険給付費の状況                     |
| 資料 2-2    | 5. 国保税 収納率の推移                                 |
|           | 令和2年10月(書面開催)一宮市国民健康保険運営協議会の資料より              |
|           | 6. 国保税 法定軽減・独自減免の状況(令和元年度実績)                  |
| 資料 3      | 一宮市国民健康保険運営協議会委員 募集要項                         |



2 一宮保年発第 2200 号  
令和 3 年 2 月 4 日

一宮市国民健康保険運営協議会  
会 長 佐々木 久直 様

一宮市長 中野 正康

国民健康保険税の賦課限度額の改正について（諮問）

国民健康保険法第 11 条の規定に基づき、次の事項について貴協議会の意見を求めます。

1. 基礎課税額について  
賦課限度額 現行年額 610,000 円を 630,000 円に改正する。
2. 介護納付金課税額について  
賦課限度額 現行年額 160,000 円を 170,000 円に改正する。

この改正は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

〔改正理由〕

地方税法施行令等の一部改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）により、国民健康保険税の賦課限度額の改正があったため、一宮市国民健康保険税条例もこれに準拠し改正するため。

# 1. 一宮市国民健康保険事業の財政状況 と 令和3年度の保険税率（案）

## 1 一宮市国保の財政状況（～令和2年度）

- (1) 26年度決算から繰越金・基金がゼロ、歳入不足となり、翌年度予算からの繰上充用で対応
- (2) 30年度から新しい国保制度（国保の都道府県単位化）が始まった。愛知県が財政運営の責任主体
- (3) 単年度収支：29年度→+3億 669万円余。30年度→ ▲3,683万円余。元年度→+4億6,389万円余
- (4) 累積赤字：29年度→▲7億5,032万円余。30年度→▲7億8,716万円余。元年度→▲3億2,327万円余

## 2 令和3年度の保険税率等

- (1) 事業運営方針
  - ① 愛知県が算定した国保事業費納付金を納付できる税率等を設定する。  
※ 国保事業費納付金から、毎年度、保険税率の検討を行う。
  - ② 税収で **約1億円の黒字**を見込む。
  - ③ 保険税の独自減免を継続。一般会計繰入金（法定外を含む）もこれまでどおりとする。
- (2) 愛知県が算定した国保事業費納付金・標準保険税率（R2/11/20現在）  
 合計：\*1) 97億 7,741万 7,552 円 《被保数 74,608人》13万 1,051 円/ 1人あたり [前年度比 +0.19%]  
 （前年度： 99億 302万 9,778 円 《被保数 75,713人》13万 797 円/ 1人あたり [前年度比 ▲0.43%]

区分	医療分（基礎課税）			後期高齢者支援金分			介護保険分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
国保事業費納付金	*1)1 66億 9,181万 5,379 円			*1)2 21億 7,987万 4,673 円			*1)3 9億 572万 7,500 円		
愛知県が算定した標準保険税率等（年額）	6.57	26,856	18,686	2.34	9,345	6,502	2.32	11,741	5,999

国保事業費納付金から、保健事業費、出産育児一時金、保険者支援金をはじめ国の特別調整交付金など市に交付されることが見込まれる公費などをプラスマイナスし、保険税で\*2) 必要な額（下表）を求める。

### (3) 3年度の保険税率の試算結果（現年度課税・現年度分） [2年度のデータを利用]

区分	所得割 (%)	均等割	平等割	賦課限度額 1世帯あたり	保険税		見込-必要 (千円)
		1人あたり	1世帯あたり		見込額 (千円)	*2) 必要額 (千円)	
医療分 (基礎課税)	現行	28,800	24,000	61万	5,939,397	5,695,426	+243,971
	改正案	現行		63万↑			
後期高齢者 支援金分	現行	9,600	6,000	19万	1,902,868	1,936,600	▲ 33,732
	—	現行					
介護保険分	現行	10,800	6,000	16万	685,106	809,068	▲ 123,962
	改正案	現行		17万↑			

賦課限度額 合計 96万円 → 99万円      \*3)1~3 計 + 86,277 千円

# 資料1-2

## 2. 国民健康保険税率と1人あたり・1世帯あたり調定額の推移(現年課税・現年度分)

	平成30年度 (決算額)	上げ幅	令和元年度 (決算額)	上げ幅	令和2年度 (決算見込額)	上げ幅	令和3年度 改正案
<b>1 医療分</b>							
所得割	6.3%	0.3%	6.9%	-0.2%	6.7%	—	<b>6.7%</b>
均等割(1人)	26,400円	2,400円	28,800円	—	28,800円	—	28,800円
平等割(世帯)	22,800円	1,200円	24,000円	—	24,000円	—	24,000円
賦課限度額	540,000円	40,000円	580,000円	30,000円	610,000円	<b>20,000円</b>	<b>630,000円</b>
1人あたり調定額	61,820円	6,236円	68,056円	-15円	68,041円	-151円	67,890円
1世帯あたり調定額	100,716円	8,076円	108,792円	-1,634円	107,157円	-224円	106,933円
<b>2 後期高齢者支援金分</b>							
所得割	2.3%	—	2.3%	—	2.3%	—	2.3%
均等割(1人)	9,600円	—	9,600円	—	9,600円	—	9,600円
平等割(世帯)	6,000円	—	6,000円	—	6,000円	—	6,000円
賦課限度額	190,000円	—	190,000円	—	190,000円	—	190,000円
1人あたり調定額	21,657円	274円	21,931円	234円	22,164円	-118円	22,045円
1世帯あたり調定額	35,284円	-226円	35,058円	-152円	34,905円	-182円	34,724円
<b>(1+2 医療分+後期高齢者支援金分)</b>							
所得割	8.6%	0.6%	9.2%	-0.2%	9.0%	—	<b>9.0%</b>
均等割(1人)	36,000円	2,400円	38,400円	—	38,400円	—	38,400円
平等割(世帯)	28,800円	1,200円	30,000円	—	30,000円	—	30,000円
賦課限度額	730,000円	40,000円	770,000円	30,000円	800,000円	<b>20,000円</b>	<b>820,000円</b>
1人あたり調定額	83,477円	6,510円	89,987円	217円	90,204円	-269円	89,935円
1世帯あたり調定額	136,000円	7,849円	143,849円	-1,786円	142,063円	-405円	141,657円
<b>3 介護納付金分</b>							
所得割	1.9%	—	1.9%	—	1.9%	—	1.9%
均等割(1人)	10,800円	—	10,800円	—	10,800円	—	10,800円
平等割(世帯)	6,000円	—	6,000円	—	6,000円	—	6,000円
賦課限度額	160,000円	—	160,000円	—	160,000円	<b>10,000円</b>	<b>170,000円</b>
1人あたり調定額	25,438円	125円	25,563円	-36円	25,528円	283円	25,810円
1世帯あたり調定額	30,583円	-87円	30,496円	-260円	30,236円	427円	30,664円
<b>1+2+3 合計</b>							
賦課限度額	890,000円	40,000円	930,000円	30,000円	960,000円	<b>30,000円</b>	<b>990,000円</b>
1人あたり調定額	91,685円	6,543円	98,228円	227円	98,455円	-60円	98,396円
1世帯あたり調定額	149,372円	7,652円	157,024円	-1,967円	155,057円	-74円	154,983円

\* 賦課限度額は地方税法施行令第56条の88の2で定める金額を1年遅れで適用

### 3. 令和2年度税額と令和3年度税額との比較事例(年額)

世帯の構成	例1	例2	例3	例4	例5	例6	例7	例8	
	〔単身世帯〕	〔3人世帯〕	〔4人世帯〕	〔3人世帯〕	〔4人世帯〕	〔3人世帯〕	〔3人世帯〕	〔4人世帯〕	
	Aさん(68歳) 年金収入153万円	Bさん(45歳) 給与収入188万円	Cさん(45歳) 給与収入353万円	Dさん(45歳) 給与収入297万円	Eさん(45歳) 給与収入442万円	Fさん(50歳) 給与収入300万円	Gさん(45歳) 営業所得140万円 (必要経費控除後)	Hさん(45歳) 営業所得300万円 (必要経費控除後)	
	妻(41歳) 所得 0円 子ども1人 【10歳小学生】	妻(41歳) 所得 0円 子ども2人 【13歳中学生・10歳小学生】	妻(41歳) 所得 0円 子ども1人 【10歳小学生】	妻(41歳) 所得 0円 子ども2人 【13歳中学生・10歳小学生】	妻(41歳) 所得 0円 子ども1人 【10歳小学生】	妻(45歳) パート収入100万円 子ども1人【19歳大学生】 アルバイト収入60万円	妻(41歳) 専従者給与収入60万円 子ども1人 【10歳小学生】	妻(41歳) 専従者給与収入167万円 子ども2人 【13歳中学生・10歳小学生】	
世帯の合計所得 ( )内は昨年度 額	43万円 (33万円)	124万円+0円 (114万円+0円)	239万円+0円 (229万円+0円)	200万円+0円 (190万円+0円)	310万円+0円 (300万円+0円)	202万円+45万円+5万円 (192万円+35万円+0円)	140万円+5万円 (140万円+0円)	300万円+110万円 (300万円+100万円)	
適用される 法定軽減	均等割・平等割 7割軽減	均等割・平等割 5割軽減	均等割・平等割 2割軽減	【軽減なし】	【軽減なし】	【軽減なし】	【軽減なし】	【軽減なし】	
適用される 市独自減免	均等割・平等割 1割上乗せ減免	均等割・平等割 1割上乗せ減免	均等割・平等割 1割上乗せ減免	均等割・平等割 3割減免	子ども2人の 均等割3割減免	【減免なし】	均等割・平等割 3割減免	子ども2人の 均等割3割減免	
令和2 年度	算出税額 (a)	68,400円	260,600円	424,600円	343,500円	501,700円	348,100円	289,300円	575,200円
	法定軽減額 (b)	48,000円	86,400円	42,200円	0円	0円	0円	0円	0円
	独自減免額 (c)	6,800円	17,400円	21,100円	51,700円	23,100円	0円	51,900円	23,100円
	決定税額(d) (a)-(b)-(c)	13,600円	156,800円	361,300円	291,800円	478,600円	348,100円	237,400円	552,100円
令和3 年度	算出税額 (e)	68,400円	260,600円	424,600円	343,500円	501,700円	348,100円	278,400円	564,300円
	法定軽減額 (f)	48,000円	86,400円	42,200円	0円	0円	0円	0円	0円
	独自減免額 (g)	6,800円	17,400円	21,100円	51,700円	23,100円	0円	51,900円	23,100円
	決定税額(h) (e)-(f)-(g)	13,600円	156,800円	361,300円	291,800円	478,600円	348,100円	226,500円	541,200円
増加額(i) (h)-(d)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	△10,900円	△10,900円	
増加割合 (i)/(d)*100	0%	0%	0%	0%	0%	0%	△4.59%	△1.97%	

# 各市町村の一人当たり納付金額等の県内順位

年齢調整後医療費指数 (3年平均(H29~R1))		
(全国平均:1)		
順位	市町村	指数
1	豊根村	1.029821825
2	弥富市	0.988693443
3	豊明市	0.967346301
4	南知多町	0.956688558
5	蟹江町	0.950899469
6	名古屋市	0.943748754
7	瀬戸市	0.936355573
8	愛西市	0.936188191
9	みよし市	0.925798990
10	一宮市	0.925079150
11	稲沢市	0.921452254
12	東栄町	0.919060958
13	阿久比町	0.907322888
14	大府市	0.905914049
15	清須市	0.905312765
16	あま市	0.904310922
17	東郷町	0.900089853
18	東海市	0.899702504
	<b>県平均</b>	<b>0.898798056</b>
19	東浦町	0.898728346
20	津島市	0.897362583
21	江南市	0.897361983
22	扶桑町	0.895113276
23	美浜町	0.895098804
24	大口町	0.893793335
25	豊橋市	0.888953649
26	北名古屋市	0.887508336
27	半田市	0.887284305
28	設楽町	0.884980881
29	飛島村	0.884272720
30	犬山市	0.883965687
31	知多市	0.883682384
32	碧南市	0.883233804
33	日進市	0.878109679
34	大治町	0.877767595
35	春日井市	0.876457427
36	尾張旭市	0.875276735
37	岩倉市	0.874541164
38	刈谷市	0.873635649
39	知立市	0.871679650
40	常滑市	0.868544353
41	豊川市	0.861569961
42	豊田市	0.860721182
43	小牧市	0.855645350
44	岡崎市	0.855092763
45	高浜市	0.853105195
46	新城市	0.853003424
47	豊山町	0.852267013
48	蒲郡市	0.849813924
49	長久手市	0.835132666
50	幸田町	0.832120763
51	武豊町	0.828746618
52	西尾市	0.822450162
53	安城市	0.801529623
54	田原市	0.767152416

一人当たり所得金額 (3年平均(H30~R2))		
(単位:円)		
順位	市町村	金額
1	飛島村	1,060,007
2	田原市	911,387
3	長久手市	873,620
4	刈谷市	848,229
5	みよし市	823,045
6	安城市	820,110
7	豊田市	819,701
8	日進市	819,530
9	大府市	817,894
10	南知多町	812,795
11	碧南市	806,208
12	幸田町	804,089
13	西尾市	801,637
14	大口町	795,627
15	東海市	773,881
16	知立市	773,394
17	岡崎市	768,807
18	弥富市	764,602
19	東郷町	755,956
20	小牧市	755,002
21	高浜市	752,963
22	大治町	731,597
23	北名古屋市	731,228
24	東浦町	724,738
25	半田市	724,066
26	清須市	723,920
27	豊明市	721,148
28	豊山町	720,549
29	阿久比町	719,519
30	知多市	716,475
	<b>県平均</b>	<b>711,949</b>
31	蟹江町	709,737
32	春日井市	709,627
33	尾張旭市	708,897
34	稲沢市	694,496
35	武豊町	687,528
36	蒲郡市	682,640
37	豊川市	678,602
38	美浜町	677,103
39	扶桑町	675,013
40	愛西市	674,469
41	名古屋市	673,747
42	豊橋市	671,513
43	常滑市	668,071
44	新城市	664,255
45	設楽町	663,135
46	あま市	661,360
47	犬山市	653,550
48	岩倉市	652,750
49	江南市	639,790
50	一宮市	633,872
51	津島市	631,034
52	瀬戸市	604,180
53	東栄町	564,716
54	豊根村	541,431

一人当たり納付金額 (R3)		
(単位:円)		
順位	市町村	金額
1	南知多町	158,194
2	飛島村	153,242
3	大府市	149,314
4	みよし市	148,986
5	長久手市	147,207
6	日進市	146,860
7	弥富市	146,673
8	碧南市	146,106
9	刈谷市	146,049
10	田原市	145,797
11	大口町	143,374
12	豊明市	142,844
13	東海市	142,754
14	豊田市	142,233
15	蟹江町	141,745
16	知立市	141,197
17	東郷町	140,382
18	西尾市	139,063
19	清須市	139,000
20	幸田町	138,524
21	名古屋市	138,353
22	北名古屋市	138,118
23	高浜市	138,007
24	岡崎市	137,461
25	安城市	137,246
26	東浦町	137,110
	<b>県平均</b>	<b>137,098</b>
27	小牧市	136,628
28	稲沢市	136,600
29	大治町	136,445
30	愛西市	136,393
31	知多市	135,930
32	半田市	135,787
33	春日井市	133,812
34	尾張旭市	133,515
35	阿久比町	133,340
36	美浜町	132,904
37	豊山町	132,598
38	豊橋市	132,163
39	あま市	132,081
40	扶桑町	131,398
41	一宮市	130,982
42	江南市	130,859
43	豊川市	130,054
44	蒲郡市	130,025
45	常滑市	129,806
46	犬山市	129,784
47	津島市	128,215
48	瀬戸市	127,850
49	武豊町	127,821
50	岩倉市	127,558
51	新城市	125,807
52	東栄町	122,417
53	設楽町	120,396
54	豊根村	96,991

一人当たり納付金相当額 (H28年度決算)		
(単位:円)		
順位	市町村	金額
1	南知多町	151,182
2	大口町	139,294
3	田原市	138,272
4	名古屋市	137,628
5	清須市	134,821
6	西尾市	133,623
7	飛島村	133,545
8	東海市	133,393
9	大治町	133,371
10	大府市	132,669
11	豊橋市	132,561
12	長久手市	132,454
13	蟹江町	131,995
14	高浜市	131,904
15	岡崎市	131,147
	<b>県平均</b>	<b>130,131</b>
16	みよし市	129,836
17	日進市	129,715
18	岩倉市	129,145
19	刈谷市	129,071
20	弥富市	127,821
21	小牧市	127,718
22	碧南市	127,326
23	東郷町	126,944
24	春日井市	126,839
25	安城市	125,943
26	豊明市	125,839
27	幸田町	125,802
28	豊田市	125,757
29	蒲郡市	124,994
30	豊山町	124,875
31	あま市	124,714
32	美浜町	124,706
33	愛西市	124,465
34	東栄町	123,836
35	一宮市	123,763
36	知立市	123,661
37	東浦町	123,289
38	北名古屋市	123,168
39	扶桑町	123,007
40	尾張旭市	122,439
41	津島市	122,247
42	瀬戸市	122,137
43	知多市	121,819
44	豊川市	121,784
45	稲沢市	121,632
46	常滑市	121,329
47	江南市	120,427
48	半田市	118,333
49	武豊町	116,461
50	新城市	116,406
51	犬山市	116,288
52	阿久比町	116,201
53	設楽町	104,921
54	豊根村	84,523

# 令和3年度市町村標準保険料率

	医療分			後期分			介護分		
	応能分	応益分		応能分	応益分		応能分	応益分	
	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
名古屋市	6.15	25,138	17,490	2.33	9,329	6,491	2.37	11,976	6,119
豊橋市	6.45	26,370	18,347	2.37	9,460	6,582	2.34	11,809	6,034
岡崎市	6.14	25,128	17,483	2.41	9,626	6,697	2.41	12,180	6,223
一宮市	6.57	26,856	18,686	2.34	9,345	6,502	2.32	11,741	5,999
瀬戸市	6.51	26,637	18,534	2.28	9,114	6,341	2.23	11,262	5,754
半田市	5.99	24,485	17,036	1.34	5,369	3,736	1.75	8,826	4,510
春日井市	6.28	25,705	17,885	2.39	9,555	6,648	2.41	12,161	6,214
豊川市	6.03	24,662	17,159	2.13	8,520	5,928	2.19	11,073	5,657
津島市	6.14	25,095	17,461	2.23	8,898	6,191	2.21	11,151	5,697
碧南市	6.39	26,154	18,197	2.44	9,748	6,783	2.43	12,259	6,263
刈谷市	6.08	24,885	17,314	2.43	9,711	6,756	2.30	11,629	5,941
豊田市	6.21	25,385	17,662	2.44	9,773	6,800	2.37	11,971	6,116
安城市	4.88	19,948	13,879	2.38	9,532	6,632	2.27	11,480	5,865
西尾市	5.99	24,500	17,047	2.44	9,776	6,802	2.44	12,323	6,296
蒲郡市	6.08	24,850	17,290	2.33	9,298	6,469	2.26	11,424	5,837
犬山市	5.34	21,841	15,197	2.30	9,196	6,398	2.01	10,174	5,198
常滑市	6.04	24,724	17,202	2.30	9,191	6,395	2.30	11,615	5,934
江南市	5.74	23,477	16,335	2.31	9,225	6,418	2.25	11,370	5,809
小牧市	5.64	23,066	16,049	2.37	9,467	6,587	2.37	11,988	6,125
稲沢市	6.57	26,866	18,692	2.37	9,471	6,590	2.32	11,742	5,999
新城市	6.42	26,258	18,269	2.39	9,551	6,645	2.33	11,799	6,028
東海市	6.13	25,062	17,437	2.27	9,096	6,329	2.24	11,340	5,794
大府市	6.81	27,860	19,384	2.46	9,848	6,852	2.43	12,286	6,277
知多市	6.24	25,505	17,745	2.31	9,237	6,427	2.25	11,394	5,822
知立市	6.00	24,530	17,067	2.23	8,936	6,217	2.24	11,335	5,792
尾張旭市	5.87	23,997	16,696	2.38	9,530	6,631	2.28	11,536	5,894
高浜市	6.06	24,789	17,247	2.27	9,060	6,304	2.23	11,273	5,760
岩倉市	5.71	23,375	16,264	2.21	8,840	6,151	2.22	11,211	5,728
豊明市	6.59	26,935	18,741	2.33	9,317	6,483	2.33	11,756	6,006
愛西市	5.97	24,427	16,996	2.26	9,040	6,290	2.25	11,352	5,800
清須市	5.96	24,381	16,964	2.38	9,503	6,612	2.37	11,994	6,128
北名古屋市	6.33	25,892	18,015	2.30	9,193	6,396	2.30	11,613	5,933
あま市	6.00	24,543	17,076	2.40	9,593	6,674	2.37	12,005	6,134
東郷町	6.36	25,998	18,089	2.44	9,761	6,791	2.42	12,249	6,258
日進市	5.98	24,466	17,022	2.35	9,397	6,538	2.34	11,814	6,036
長久手市	6.17	25,237	17,559	2.44	9,739	6,776	2.41	12,188	6,227
豊山町	5.75	23,539	16,378	2.26	9,027	6,280	2.31	11,693	5,974
大口町	5.67	23,190	16,135	2.37	9,482	6,597	2.33	11,781	6,019
扶桑町	6.62	27,090	18,848	2.39	9,548	6,643	2.32	11,730	5,993
大治町	6.03	24,665	17,161	2.21	8,834	6,147	2.02	10,232	5,228
蟹江町	7.05	28,831	20,060	2.34	9,366	6,517	2.36	11,928	6,094
飛島村	5.06	20,695	14,399	2.32	9,290	6,464	2.05	10,379	5,303
弥富市	6.41	26,235	18,254	2.19	8,759	6,094	2.24	11,318	5,783
阿久比町	6.39	26,136	18,185	2.40	9,612	6,688	2.38	12,022	6,143
東浦町	6.16	25,203	17,535	2.21	8,833	6,145	2.22	11,198	5,722
南知多町	7.49	30,616	21,302	2.45	9,797	6,816	2.40	12,122	6,193
美浜町	6.05	24,728	17,205	2.38	9,508	6,615	2.37	11,993	6,128
武豊町	6.10	24,967	17,371	2.35	9,405	6,544	2.36	11,911	6,086
幸田町	5.55	22,690	15,787	2.38	9,503	6,612	2.32	11,708	5,982
みよし市	5.69	23,255	16,180	2.14	8,573	5,965	2.22	11,211	5,728
設楽町	5.05	20,674	14,385	2.41	9,625	6,697	2.32	11,711	5,984
東栄町	3.14	12,840	8,934	2.42	9,695	6,745	2.42	12,246	6,257
豊根村	4.25	17,372	12,087	2.43	9,728	6,768	2.50	12,625	6,451
田原市	6.07	24,819	17,268	2.50	10,007	6,963	2.47	12,490	6,381

#### 4. 被保険者、国保事業費納付金、保険給付費の状況

区 分		30年度	令和元年度		2年度		3年度			
				伸率(%)	(見込み)	伸率(%)	(案)	伸率(%)		
被 保 険 者  (年度平均)	全 体 (人)		83,446	79,279	△ 5.0	77,044	△ 2.8	74,608	△ 3.2	
	内 訳	一般被保険者 (人)	83,081	79,226	△ 4.6	77,043	△ 2.8	74,608	△ 3.2	
		退職被保険者等 (人)	365	53	-	1	-	-	-	
	世 帯 数 (世帯)		51,219	49,594	△ 3.2	48,955	△ 1.3	47,737	△ 2.5	
国保事業費納付金		総額 (千円)	10,420,060	10,393,570	△ 0.3	9,903,030	△ 4.7	9,777,420	△ 1.3	
		1人あたり(全体) (円)	124,872	131,101	5.0	128,537	△ 2.0	131,051	2.0	
保 険 給 付 費	療 養 給 付 費	一 般	総額 (千円)	20,738,572	20,617,772	△ 0.6	20,043,364	△ 2.8	20,523,468	2.4
			1人あたり (円)	249,619	260,240	4.3	260,158	0.0	275,084	5.7
		退 職	総額 (千円)	107,574	12,616	△ 88.3	2,095	△ 83.4	1,650	△ 21.2
			1人あたり (円)	294,723	238,038	△ 19.2	2,095,000	780.1	-	-
	療 養 費	一 般	総額 (千円)	261,352	246,067	△ 5.8	216,012	△ 12.2	217,632	0.7
			1人あたり (円)	3,146	3,106	△ 1.3	2,804	△ 9.7	2,917	4.0
		退 職	総額 (千円)	1,930	361	△ 81.3	0	△ 100.0	50	-
			1人あたり (円)	5,288	6,811	28.8	0	△ 100.0	-	-
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	一 般	総額 (千円)	2,646,792	2,738,503	3.5	2,735,839	△ 0.1	2,792,195	2.1
			1人あたり (円)	31,858	34,566	8.5	35,511	2.7	37,425	5.4
		退 職	総額 (千円)	17,061	2,769	△ 83.8	651	△ 76.5	582	△ 10.6
			1人あたり (円)	46,742	52,245	11.8	651,000	1,146.1	-	-
	そ の 他	総額 (千円)		216,029	196,224	△ 9.2	190,972	△ 2.7	199,354	4.4
		1人あたり(全体) (円)		2,589	2,475	△ 4.4	2,479	0.2	2,672	7.8
計	総額 (千円)		23,989,310	23,814,312	△ 0.7	23,188,933	△ 2.6	23,734,931	2.4	
	1人あたり(全体) (円)		287,483	300,386	4.5	300,983	0.2	318,128	5.7	



# 資料2-2

## 5. 国保税 収納率の推移

	29年度	30年度	令和元年度	2年度 (見込み)
現年課税分	93.00%	93.43%	93.31%	94.36%
滞納繰越分	27.11%	26.60%	26.46%	27.28%
全体	75.85%	78.13%	80.18%	81.22%

※居所不明者分を除いた収納率

令和2年10月(書面開催)一宮市国民健康保険運営協議会の資料より

## 6. 国保税 法定軽減・独自減免の状況(令和元年度実績)

### ・法定軽減

	対象数	軽減額(千円)
7割 軽減世帯 (所得33万円以下の世帯)	14,889 世帯	782,638
5割 軽減世帯 (所得:33万円+加入者数×28万円以下の世帯)	8,167 世帯	364,871
2割 軽減世帯 (所得:33万円+加入者数×51万円以下の世帯)	6,572 世帯	122,764
合 計	29,628 世帯	1,270,273

### ・一宮市の独自減免

	対象数	減免額(千円)
法定軽減対象世帯に対する1割上乗せ	29,628 世帯	245,912
世帯の所得200万円以下	9,124 世帯	201,693
前年所得250万円以下で、 本年の所得見込み額がその2分の1以下	272 世帯	10,458
障害者・70歳以上・18歳未満・その他	8,427 人	84,480
障害者又は児童扶養手当若しくは一宮市遺児手当 の受給者で、所得125万円以下	140 世帯	2,090
被用者保険の旧被扶養者	287 世帯	8,093
生活保護	119 世帯	876
災害により住宅又は家財に損害を受けたとき	3 世帯	194
合 計		553,796

※ 軽減・減免額は令和2年5月31日時点における令和元年度実績データから集計

※ 令和元年度の平均世帯数は49,594世帯、平均被保険者数は79,279人

## 一宮市国民健康保険運営協議会委員 募集要項

一宮市では、国民健康保険事業の運営に関する意見交換や、市長からの諮問に対する審議、市長への意見の具申等を行うことを目的として、一宮市国民健康保険運営協議会を設置しています。協議会は、被保険者を代表する委員6名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員6名、公益を代表する委員6名で組織しています。

被保険者を代表する委員のうち1名の任期が令和3年3月31日をもって満了することから、次期委員を一般から募集します。

○応募資格は次の要件をすべて満たす方です。

- (1) 一宮市国民健康保険の被保険者であること。  
※委嘱期間中に被保険者でなくなった場合は、その時点で委員の資格は喪失します。
- (2) 令和3年4月1日現在、満18歳以上72歳未満であること。
- (3) 国または地方公共団体の議員・職員、医療関係従事者でないこと。
- (4) 一宮市国民健康保険税に未納がないこと。
- (5) 平日の午後に開催する協議会に出席できること。

○募集人数 1名

○応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し持参するか、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで、一宮市役所保険年金課へ提出してください。応募用紙は一宮市ウェブサイトからダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、保険年金課へご連絡ください。

○応募期間（期間内必着）

令和3年2月1日（月）から令和3年2月15日（月）まで  
なお、応募用紙は返却いたしません。

○活動内容

- (1) 国民健康保険について、被保険者としての意見や提言を行っていただきます。
- (2) 協議会は年2～3回、平日の午後に1～2時間程度の会議を開催します。
- (3) 協議会の出席については、1回につき7,400円の報酬をお支払いします。

○委嘱期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

○選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選とします。

○応募先及び問い合わせ先

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所 市民健康部 保険年金課 庶務グループ

電話：0586-28-8669（直通） FAX：0586-73-9133

メール：[honen@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:honen@city.ichinomiya.lg.jp)

## 議題 1 国民健康保険税の賦課限度額の改正（諮問）について

### ○資料 1 - 1 「1. 一宮市国民健康保険事業の財政状況と令和3年度の保険税率（案）」

- ・ 1 は、一宮市国保の令和 2 年度までの財政状況をまとめたものです。  
(3)単年度収支では、令和元年度は 4 億円余の黒字となり、(4)累積赤字としては令和元年度決算で 3 億 2,300 万円余まで減少しました。
- ・ 2 は、令和 3 年度の保険税率等です。

#### (1) 事業運営方針

②保険税収入として、約 1 億円の黒字を見込むこととします。これにより、累積赤字の解消を目指します。

③保険税の一宮市独自の減免は継続していきます。また法定外を含む一般会計繰入金もこれまでどおり継続していきます。

#### (2) 愛知県が算定した国保事業費納付金・標準保険税率

県が算定した令和 3 年度の国保事業費納付金の合計額は 97.7 億円余です。令和 2 年度の納付金額は 99 億円余でした。全体の総額は 1 億 2,500 万円ほど減りました。被保険者数も 1,100 人ほど減る見込みです。被保険者 1 人あたりにしますと、254 円の増加、率にして 0.19%の増となりました。

四角の囲みの下の段は、県が算定した一宮市の標準保険税率です。

県が算定した国保事業費納付金を納めるために、実際に国保税として被保険者の皆さんから集めなければならない必要額を求めます。それが一番下の(3)の四角の囲みの表、令和 3 年度の保険税率の試算結果となります。

#### (3) 3 年度の保険税率の試算結果

令和 2 年度のデータを基に、税率などを現行のままとし、賦課限度額を医療分で 2 万円、介護保険分で 1 万円引き上げます（賦課限度額は、国の地方税法によって決められた上限額です）。これによって右下に記載のとおり、令和 3 年度は 8,600 万円余の黒字となります。

賦課限度額の引き上げだけで、1 人あたりの納付金の上昇分を補うことができ、税率等を据え置くことができたということです。

### ○資料 1 - 2 「2. 国民健康保険税率と 1 人あたり・1 世帯あたり調定額の推移」

- ・ 一番右が令和 3 年度の改正案となっています。これも令和 2 年度のデータを使って算出したものです。
- ・ 表の一番下「1+2+3 合計」が、医療分、支援金分、介護分の合計です。表の下から 2 行目、1 人あたりの調定額は、一番右のとおり 9 万 8,396 円で、令和 2 年度より 60 円の減少。その下の欄、1 世帯あたりの調定額では 15 万 4,983 円で、令和 2 年度より 74 円の減少となります。

○資料1－3「3. 令和2年度税額と令和3年度税額との比較事例（年額）」

- ・世帯の構成や収入によって、税額がどう変化するかを表したものです。
- ・下の2行、増加額と増加割合を見ていただきますと、額はそれぞれ違いますが、税率等を据え置いたことで「増加なし」、あるいは国の税制改正の影響で減税になる世帯もあります。

○愛知県作成資料1「各市町村の一人当たり納付金額等の県内順位」

- ・愛知県の中での一宮市の状況がわかる表となっています。
- ・「**年齢調整後医療費指数**」 過去3年間の平均で、医療費がどれだけかかったかを示した表です。全国平均を1とした場合、一番上の豊根村を除けば、県内53市町村はすべて1未満ですので、愛知県の国保の被保険者は、全国平均よりは医療費がかかっていないと言えます。
- ・しかし、愛知県の中で一宮市を見た場合、上から10番目ですので、愛知県の中では医療費がかかったほうであるということを表しています。
- ・「**一人当たり所得金額**」 国保の方の1人あたりの3年平均の所得金額を表したものです。一宮市は県内で下から5番目に低い所得となっています。
- ・この2つの表から一宮市の国保の方は、医療費はかかっているが、国保税を納める基準となる所得は低いほうであるということがわかります。
- ・「**一人当たり納付金額**」 愛知県は、医療費指数や所得金額などを勘案して、各市町村の国保事業費納付金を決め、1人あたりの納付金額を算出します。1人あたりにすると、一宮市は県内で41番目という低さです。

○愛知県作成資料2「令和3年度市町村標準保険料率」

- ・先ほどの納付金を納めるため、県から示されました令和3年度の市町村標準保険料率です。各市町村が国保の税率を決める上での1つの指標となるものです。

## 議題2 令和3年度の国民健康保険事業について

### ○資料2-1 「4. 被保険者、国保事業費納付金、保険給付費の状況」

- ・被保険者の全体に記載のとおり、被保険者数は年々減少しています。これは、75歳になって国保から後期高齢者医療制度に移る方、会社の社会保険に移る方の影響です。
- ・国保事業費納付金や保険給付費の総額についても、被保険者数の減少に連動して減少傾向にあります。しかし、被保険者1人あたりの欄を見ていただくと、ほとんどが増加傾向にあります。

### ○資料2-2 「5. 国保税 収納率の推移」

- ・平成29年度からの推移です。被保険者の皆さんのご理解のもと、上昇傾向にあります。

### ○資料2-2 「6. 国保税 法定軽減・独自減免の状況（令和元年度実績）」

- ・昨年10月8日のこの協議会（書面開催）でお示しした資料の再掲です。
- ・令和3年度も令和2年度同様、低所得者や障害者、高齢者、18歳未満の子ども等に対し、一宮市としての独自減免を継続します。
- ・軽減・減免の総額は、令和元年度決算で18億円余となりました。
- ・一宮市国保では4万9,000世帯中、4万世帯強の方が何らかの減免を受けたという状況です。

### 議題3 その他（一宮市国保運営協議会委員の募集について）

#### ○資料3 「一宮市国民健康保険運営協議会委員 募集要項」

被保険者を代表する委員さん6名につきましては、各連区から推薦をいただいて任命された5名の委員さんと、一般公募により選任された1名の委員さんで構成しています。

任期は3年で、今年度末をもって、永井委員さんが任期満了となりますが、その後任につきましては、現在、募集しています。

応募資格は、男女を問わず、一宮市国民健康保険に加入している72歳未満の方とし、募集要項を広報2月号と市ウェブサイトに掲載しています。

応募方法は、応募用紙に必要事項を記入のうえ、保険年金課へ持参または郵送・ファクス・電子メールで、2月15日までに提出いただき、応募者多数の場合には公開抽選で選出します。

なお、令和3年度末に任期満了を迎える、被保険者を代表する委員さん5名の後任につきましては、これまでどおり各連区からの推薦で任命としたいと考えています。



令和3年2月9日

一宮市長 中野 正康 様

一宮市国民健康保険運営協議会

会長 佐々木 久直



国民健康保険税の賦課限度額の改正について（答申）

令和3年2月4日付 2 一宮保年発第 2200 号で諮問のありました見出しのことについては、書面にて審議した結果、次のとおり答申します。

国民健康保険税の賦課限度額の改正については、諮問のとおり承認する。  
なお、各委員から出された意見については、別紙のとおりである。

令和3年2月 一宮市国民健康保険運営協議会

○委員からの質問事項

なし

○委員からの意見等

- ・今年度は、コロナの影響で経済的に困窮されている方が多くいらっしゃると思います。  
支払い方法・支払いの猶予等配慮をいただければありがたいと思います。
- ・国民健康保険税の独自減免、一般会計繰入金（法定外を含む）もこれまでどおりとなっている事は良かったと思います。  
中小業者は厳しい経営環境です。  
国民健康保険税の引き下げを引き続き要望します。
- ・滞納が解消されるよう、今後も働きかけをお願いします。
- ・賦課限度額の引き上げが国の地方税法の改訂に迅速に対応できるようご検討をお願いするとともに、低中所得層の負担緩和が同時に実感できるような方策も、今後ご検討頂きたいと願います。



令和3年2月 一宮市国民健康保険運営協議会

○書面表決

賛成 17 反対 0

○委員からの質問事項

質問事項	事務局回答
なし	

○委員からの意見等

意見等
<p>今年度は、コロナの影響で経済的に困窮されている方が多くいらっしゃると思います。支払い方法・支払いの猶予等配慮をいただければありがたいと思います。</p>
<p>国民健康保険税の独自減免、一般会計繰入金(法定外を含む)もこれまでどおりとなっている事は良かったと思います。 中小業者は厳しい経営環境です。 国民健康保険税の引き下げを引き続き要望します。</p>
<p>滞納が解消されるよう、今後も働きかけをお願いします。</p>
<p>賦課限度額の引き上げが国の地方税法の改訂に迅速に対応できるようご検討をお願いするとともに、低中所得層の負担緩和が同時に実感できるような方策も、今後ご検討頂きたいです。</p>